

釜石市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成30年9月10日から平成31年2月7日までの期間中に実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成31年3月4日

釜石市監査委員 小林 俊輔

釜石市監査委員 水野 昭利

[別紙]

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の対象及び実施期間

No	対象部課等	実施期間
1	危機管理監防災危機管理課	平成30年9月10日から平成30年9月13日まで
2	教育委員会事務局総務課	平成30年9月18日から平成30年9月21日まで
3	教育委員会事務局 学校教育課学校給食センター	平成30年10月1日から平成30年10月4日まで
4	建設部建設課	平成30年10月9日から平成30年10月12日まで
5	建設部高規格幹線道路対策室	平成30年10月9日から平成30年10月12日まで
6	建設部都市計画課	平成30年10月15日から平成30年10月18日まで
7	復興推進本部生活支援室	平成30年10月29日から平成30年11月1日まで
8	復興推進本部都市整備推進室	平成30年11月5日から平成30年11月8日まで
9	産業振興部商業観光課 産業振興部商業観光課働く婦人の家	平成30年11月12日から平成30年11月15日まで
10	産業振興部水産課	平成30年11月26日から平成30年11月29日まで
11	産業振興部農林課	平成30年12月3日から平成30年12月6日まで
12	産業振興部国際港湾振興課	平成30年12月10日から平成30年12月13日まで
13	産業振興部世界遺産課	平成30年12月25日から平成30年12月28日まで
14	保健福祉部高齢介護福祉課	平成31年1月7日から平成31年1月10日まで
15	保健福祉部地域福祉課	平成31年1月15日から平成31年1月18日まで
16	保健福祉部地域包括ケア推進室	平成31年1月28日から平成31年1月31日まで
17	保健福祉部健康推進課	平成31年1月28日から平成31年1月31日まで
18	保健福祉部保健福祉センター	平成31年1月28日から平成31年1月31日まで
19	保健福祉部子ども課 保健福祉部子ども課すくすく親子教室	平成31年2月4日から平成31年2月7日まで
20	総務企画部オープンシティ推進室	平成31年2月4日から平成31年2月7日まで

第2 監査の実施場所

監査委員室

第3 監査の対象範囲

平成29年度及び平成30年度における財務に関する事務の執行状況

第4 監査の着眼点

全国都市監査委員会都市監査基準準則別項に基づくものとし、特に、対象に係るリスクの重要度、内部統制の整備及び運用状況の有効性を考慮し、監査の重点項目と対応する着眼点を次のとおりとした。

重点項目	監査の着眼点
契約事務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 履行内容は、設計書や仕様書等に合致し、契約書どおりの履行がなされているか。 ○ 検査、検収等が厳正に行われ、検査調書等は適正に作成されているか。
補助金交付事務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金の算出は、交付要綱に基づき適正に行われているか。また、合理的な基準によるものか。 ○ 交付条件どおりに履行されているか。 ○ 事業計画書どおりの精算が行われているか。
収入事務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調定はその根拠となる法令等に適合しているか。 ○ 調定の時期及び手続は適正か。 ○ 督促、催告、不納欠損処分等の滞納整理事務は法令等に基づき適正に行われているか。

第5 監査の実施内容

- 1 釜石市監査委員監査基準（平成 29 年釜石市監査委員告示第 3 号）に準拠し、平成 30 年度監査等実施計画及び定期監査実施要領に基づいて実施した。
- 2 各課等に提出を求めた財務に関する事務に係る書類について、公正で合理的かつ効率的に実施されているかという観点から、帳簿及び証書類等との照合、確認等の通常実施すべき監査手続により実施するとともに、必要に応じてその都度担当職員から説明を聴取し、適否の確認を行った。

第6 監査の結果

各課等における事務の執行は、関係法令及び条例、規則並びに議会の議決、その他の定めるところに基づいて執行されており、全般的におおむね良好であると認めた。

ただし、事務処理の一部に問題点も見受けられたため、以下に掲げる事項については適切に措置されたい。

（指摘事項）

1 建設部都市計画課

- (1) 釜石市営住宅等の指定管理において、事業費（保守点検費及び修繕費）の予算額に対して決算額が下回る状況が見られるものの、指定管理料の精算方式について協定の見直しが行われていなかったことから、事務処理の適正化を求めた。
- (2) 釜石大町駐車場の指定管理において、市に対する納付金を敷地における固定資産税相当額と年度末の利益見込額の 2 分の 1 の合計額としていたが、実績額において利益が増加しても納付金の増加に反映されていない状況が見られたことから、見込額ではなく実績額による精算方式へ変更するよう、事務処理の適正化を求めた。

2 産業振興部農林課

日の神取水箇所及び太田林農地（田）災害復旧業務委託（平成 28 年 8 月台風 10 号）において、平成 30 年 2 月に地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）により随意契約を締結していたが、災害の発生から既に 1 年

以上が経過しており同号の適用は適切でなかったことから、事務処理の適正化を求めた。

3 保健福祉部地域福祉課

平成 29 年度災害援護資金貸付金元利収入において、償還期限が翌年度（平成 30 年 4 月以降）のものについても償還通知の時点で平成 29 年度の収入として調定し、収入未済額が生じていたが、納期の一定している収入の会計年度の所属区分はその納期の末日の属する年度である。したがって、現年度で調定を行うのは年度内に償還期限が到来するもの及び年度内に償還があった場合のみであることから、事務処理の適正化を求めた。